

審第2080号
答申第336号
令和6年8月2日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年12月15日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第310号

令和4年9月26日付けで審査請求人から提起された、令和4年9月5日付け
広発第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮詢第310号

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年9月5日付け広発第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年8月22日付で、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日、申請人が千葉県警察本部長及び〇〇署長に宛てた『〇〇署管内雜踏警備（交通規制）計画についての質問』について当該書類委（ママ）の取り扱いや、質問内容を調査した結果、そして回答した内容の行政文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「開示請求に係る個人情報を取得又は作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下「諮詢実施機関」という。）に対し、令和4年9月26日付で、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 謝問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和4年12月15日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮詢した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
自己情報が記録された文書の開示を求める。
 - イ 本件審査請求の理由
請求人は〇〇年〇〇月〇〇日付で添付のとおり千葉県警察本部長警視

監〇〇に〇〇署管内の雜踏警備（交通規制）につき質問書を提出した。この請求人の質問について調査した内容があると思われる所以その自己情報の開示を求める。

- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

私は、千葉県警察本部長（署長、本部課長・執行隊の隊長・警察学校長等の所属長や部長、警察署及び担当課係長以下の職員一以下警察本部長等）に文書、電話、口頭にて事件と思われる事案の報告、警察の執行務の苦情及び要望、事案対応の中間報告の要求等行っていた。関東管区警察局の警察本部長等に同様の行為を行っている。しかしながら、千葉県警察は私から見て、違法行為の放置・黙認、苦情のもみ消し、刑事訴訟手続きの拒否、その他不当と思われる行為が群を抜いてある。私は警察庁に対してその旨の苦情を申し立てたところ、当該警察職員から私の苦情や取り扱いに関する事を保有個人情報として情報公開請求をすれば、どのように取り扱ったかどうか、捜査に着手してどのように結末になっているのか等が判明する事の説明を受けた。また、私が苦情を申し立てたり、事件と思われる事案の報告を受理したのならば必ず自己情報が記録されていて、書類が不存在の場合はもみ消しまたは書類の隠匿などの違法行為が行われているという説明を受けた。

私の保有個人情報の開示請求の目的は警察本部長等が私の訴出を真摯に取り扱い、捜査に着手していることの確認のためである。警察本部長等は私の審査請求に対していろいろ述べているが、以下のとおり具体的に指摘・反論する。

広発第〇〇号（令和4年12月5日）の〇〇警視監の弁明書については書類の認識間違いである。

私が求めているのは意見等受理票ではなく様式第5（第9条第1項）の苦情処理票である。そしてその苦情がどのように扱われ調査し終結したのかを知りたいので警察庁で説明を受けたようにその苦情処理票の内容を調査（以下内部捜査）した内容を記録した私の個人情報である。〇〇警視監が主張する意見等受理票ではない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

- (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

- (2) 処分の内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求において、審査請求人が開示を求めており、〇〇年〇〇月〇〇日、審査請求人が千葉県警察本部長及び〇〇署長に宛てた「〇〇署管内雜踏警備（交通規制）計画についての質問」の取扱い、質問に対する調査結果及び回答した内容が分かるものとして「意見、要望等受理票」を特定して文書検索を行った。

(イ) 行政文書の内容及び事務の内容

「意見、要望等受理票」は、県民等から寄せられる警察活動（組織運営等）に対する考え方、警察組織（警察職員）に求め望むこと及び警察への情報提供などであり、各訓令で定められている「苦情」、「外部通報」、「投書」及び「警察相談」以外のものについて申出を受けた際に、その必要に応じて作成されるものである。

なお、審査請求人は、本件開示請求書において「千葉県警察本部長及び〇〇署長に宛てた」質問としているが、実施機関は、請求受理時において審査請求人に対し、本件開示請求書は千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）が保有する行政文書を対象として受理し、〇〇警察署が保有する行政文書については、別請求（令和4年8月22日付け自己情報開示請求書〔収受第〇〇号〕）にて受理する旨の確認を行っている。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求に係る個人情報が記録される行政文書として、前記アのとおり「意見、要望等受理票」を特定して検索を行ったが、本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

また、本件審査請求を受けて、改めて「意見、要望等受理票」及びその他個人情報の記載される可能性のある行政文書の検索をしたが、同様に存在しなかった。

なお、「意見、要望等受理票」の保存期間は年末廃棄又は年度末廃棄として処理されるものである。仮に本件審査請求人が示す「意見、要望等受理票」が〇〇年〇〇月〇〇日付けで作成され、広報県民課で〇〇年〇〇月中に取得していたとしても、作成した同受理票は〇〇年〇〇月〇〇日に保存期間の満了を迎え、廃棄されていることとなる。また、「意見、要望等受理票」の調査資料についても作成したことが確認できず、自己情報不開示決定通知書のとおりである。

(イ) 不開示及びその理由について

前記（ア）のとおり、本件開示請求に基づき行政文書の検索を行ったが、該当する行政文書が無かつたため、「開示請求に係る個人情報

を取得又は作成したことが確認できず、開示請求に係る行政文書を保有していない」という理由により本件決定を行ったものである。

(3) 弁明の内容

前記（2）イのとおり、本件開示請求に係る行政文書については不保有であることから、不開示とした本件決定に誤りは認められない。

5 審議会の判断

(1) 本件開示請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。
イ 審査請求人は、前記3（1）アのとおり、自己情報が記録された文書の開示を求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

実施機関は本件開示請求に係る個人情報が記載された可能性のある文書を「意見、要望等受理票」としている。また、審査請求人は前記3（2）のとおり、自身の記録が「苦情処理票」に記載されていると主張しているので、以下、各文書について検討する。

ア 「意見、要望等受理票」について

（ア）実施機関によると、前記4（2）ア（イ）のとおり、「意見、要望等受理票」とは、「苦情」、「外部通報」、「投書」、「警察相談」以外のものについて申出を受けた際に必要に応じて作成されるものとのことである。

（イ）実施機関は、本件開示請求を受けて、「意見、要望等受理票」を特定して探索を行ったが、本件開示請求に係る文書を作成・取得した事実が確認できなかったとしている。

なお、「意見、要望等受理票」の保存期間は年末廃棄又は年度末廃棄として処理するものであり、仮に本件審査請求人が示す「意見、要望等受理票」が〇〇年〇〇月〇〇日付けで作成され、広報県民課で〇〇年〇〇月中に取得していたとしても、作成した同受理票は〇〇年〇〇月〇〇日に保存期間を経過し、廃棄されているとのことである。

（ウ）審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る「意見、要望等受理票」を作成・取得した事実が確認できず、仮に作成・取得していたとしても本件の開示請求日においては保存期間を経過しているため、本件開示請求に係る「意見、要望等受理票」を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 「苦情処理票」について

（ア）実施機関によると、「苦情処理票」とは、苦情について受理した後

に、作成するものとのことである。

- (イ) 実施機関に確認したところ、改めて〇〇年〇〇月〇〇日以降に作成された「苦情処理票」の探索を行ったが、本件開示請求に係る文書は存在しなかったとのことである。
- (ウ) 実施機関によると、申出人から文書が届いた場合において、文書の内容に鑑みて、適宜どのような取扱いを行うか判断しており、文書の内容が苦情に該当しないと判断した場合には、意見・要望等、苦情以外の文書として受理することである。
- (エ) 審議会としては、実施機関が、本件開示請求に係る「苦情処理票」を保有していないことについて、特段に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 文書の再探索について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

エ 以上のこと踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」とおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月15日	諮詢書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和5年 4月13日	反論書の写しの受理
令和6年 5月30日	審議（令和6年度第2回第2部会）
令和6年 6月27日	審議（令和6年度第3回第2部会）
令和6年 7月18日	審議（令和6年度第4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会